

## < 重要なお知らせ >

# 最高裁判所、日本教文社の 著作権訴訟の上告を棄却！

生長の家社会事業団は聖典『生命の實相』  
『聖經甘露の法雨』等を著作権者として  
信徒の皆様へ供給し続けます！！

平成28年4月10日  
公益財団法人生長の家社会事業団

合掌、ありがとうございます。

聖典『生命の實相』及び『聖經甘露の法雨』等の著作権が、生長の家社会事業団に帰属していることが、平成25年5月27日の最高裁判所判決により、最終的に確定し、これに異を唱えていた教団と日本教文社の為にする主張がことごとく否定され、生長の家社会事業団が全面勝訴しました。

ところが、教団は著作権の問題がまだ未確定であるように強弁するため、同年7月10日のホームページにて「日本教文社は本年2月25日、同事業団との出版使用許諾契約に基づき、聖經や『生命の實相』頭注版等について著作物利用権を有することの確認を求める訴訟を提起し、現在、係争中です。この裁判で日本教文社が勝訴した場合、聖經や『生命の實相』頭注版等は従前通り、日本教文社から出版されることになることを付記いたします。」などと、嘯うそぶいていました。

これに対して、東京地裁及び知財高裁とも日本教文社の請求に理由がないとして棄却し公益財団法人生長の家社会事業団を勝訴とする判決を言い渡しました。敗訴した日本教文社は最高裁に上告しましたが、本年3月15日最高裁は同社の上告を棄却し、聖典『生命の實相』及び『聖經甘露の法雨』等の聖經は、日本教文社から発行されないことが最終確定しました。

生長の家社会事業団及び光明思想社は、聖典『生命の實相』及び『聖經甘露の法雨』等を、著作権者及び出版権者として、信徒の皆様へ供給し続けます。

各教化部・道場からの注文も光明思想社で受け付けています。また、全国の書店、セブン・イレブン、インターネット(アマゾンなど)からもご自由に注文できますので、どうぞご安心ください。

再 拝